

クリアウォーターOSAKA 株式会社

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

大阪市内一円下水道施設の包括維持管理業務の確実な履行だけでなく、「大阪府市下水道ビジョン」に定めた府内市町村の事業運営支援を行うことをはじめとした広域的な業務の拡大に取り組み、下水道事業の持続、発展に貢献すること

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の施策を達成することが困難である理由

当該法人は、本市が直営で実施していた下水道施設全体の総合的かつ一体的な維持管理及び運営業務を民間の経営手法を活用して効率的に実施していくために設立し、本市職員を転籍させたものであり、本市には当該業務を実施する体制はなく、安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有し、かつ、下水管路から下水処理場までの総合的な下水道システムの管理運営ノウハウを府内市町村に効率的かつ効果的に提供することができる唯一の事業者であるため。(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(ア)に該当)

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

下水道トータルマネジメント企業として、本市と国の内外の下水道事業の持続、発展に貢献していくため、これまで本市が培ってきた技術・ノウハウを確実に受け継ぎ、時代の変化に合わせてこれを高度化させていくといった中長期的な視点に立った技術力の向上に取り組むこと。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

当該法人に本市が策定した「下水道事業経営形態見直し基本方針」、「大阪府市下水道ビジョン」にのっとり事業の運営や中長期的な視点に立った技術力の向上を行わせていくためには、当該法人の事業活動の方針等について当該法人の自律性にゆだねるのではなく本市が指導及び調整をする必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。